

旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

やまねこマラソン 交通手配付きプラン

企画・実施：竹富町体育協会（以下「当事務局」）

所在地：〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

電話：0980-87-6257

メール：takekyousyakai@town.taketomi.okinawa.jp

本旅行は、当事務局が企画・実施する募集型企画旅行です。お申込みにあたっては、本旅行条件書、募集要項（パンフレット・Web）、最終日程表（確定書面）および当事務局旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に従っていただきます。本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4（取引条件説明書面）および同法第 12 条の 5（契約書面）の一部を構成します。

1. 企画の趣旨・対象・含まれる区間

やまねこマラソン大会参加者の円滑な移動を確保するため、石垣島と西表島（大原）間の船舶、および大会関連区間の島内バスを組み合わせ提供します。宿泊は含みません。

含まれる区間

船舶：石垣港⇄大原港（往復または片道の別は募集要項にて明示）

島内バス：大原港⇄上原小学校・上原港（大会関連区間）

燃油付加運賃は旅行代金に含みます。

2. 申込みと契約成立

申込方法：所定の申込フォーム（スポーツエントリー等）に必要事項を入力の上、申込金または旅行代金全額をお支払いください。

契約の成立：当事務局が申込みを受理し、申込金（または旅行代金）を受領した時点で成立します。

団体申込み：代表者を契約責任者とし、必要に応じて構成者名簿の提出をお願いすることがあります。

3. 参加条件

20 歳未満の方は親権者の同意が必要、15 歳未満は保護者同伴とします。

障がい・持病・妊娠・アレルギー・補助犬同伴・車椅子等、特別な配慮が必要な場合は事前にお申し出ください。可能かつ合理的な範囲で対応します（追加費用は原則お客様負担）。

安全確保や円滑な運営が困難と判断される場合、申込みをお断りする、または契約を解除することがあります。

4. 契約書面・最終日程表

契約成立後、条件・行程・サービス内容等を記載した契約書面（本条件書・募集要項）を交付します。

便名・発着時刻・集合/解散・乗船案内等を記載した最終日程表を、遅くとも旅行開始前日までに交付します（直前申込みは当日交付の場合があります）。

5. 旅行代金・支払方法

旅行代金の内訳：上記区間の船舶運賃・島内バス運賃、ターミナル施設使用料、燃油付加運賃、企画・取扱料金、消費税等。

支払期限・方法は募集要項に明記します（例：クレジット、口座振込等）。

子供代金等の設定がある場合は募集要項に表示します。旅行代金は払戻・実費精算の算定基準となります。

6. 旅行代金に含まれないもの

マラソン参加料（同時徴収する場合は募集要項で明示）

個人的費用（飲食・手荷物超過・任意保険等）

自宅から石垣港・大原港までの交通費・宿泊費（各自手配）

上記「含まれる区間」以外の移動

お客様都合による未利用分の払戻しは、原則として行いません。

7. 行程・条件の変更

天候・海況、運送機関の運行状況、官公署の命令、その他やむを得ない事由により、行程やサービス内容を変更する場合があります。重要な変更は理由と影響を速やかに通知します。

8. 旅行代金の変更

運賃・料金の大幅な改定や行程変更に伴う実費の増減が生じた場合、旅行代金を増減することがあります。増額時は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目より前に通知します。

9. お客様の交替

当事務局の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡できます。所定の手数料と必要書類の提出が必要です。

10. 取消・解除（取消料）

本プランでは一律の取消料規定は設けません。お客様の都合による解除は、手配済み実費および事業者規定の手数料等を差し引いたうえで、払戻の可否・金額を個別にご案内します。

期日までに代金が支払われない場合は、申込みを取消することがあります（既発券・手配済み実費はお客様負担）。

11. 当事務局による中止・解除

本プランは個別手配方式とし、最少催行人員は設定しません。

欠航・時化・災害・感染症・官公署の命令・安全確保上の理由により中止または一部中止する場合があります。未実施サービスのうち、事業者規定で払戻可能な範囲は返金します。

12. 欠航時の取扱い

天候・海況等による欠航は返金対象外とします。

ただし、運送事業者の規定で払戻しが行われる場合は、その払戻相当額から当事務局の実費・手数料を控除のうえ返金します。代替便・振替輸送は確約できません。

13. 旅行開始後の変更・払戻し

遅延・運休等が生じた場合、可能な範囲で案内・調整に努めますが、代替手配の確約はできません。

受領できなかったサービス相当額は、事業者への取消料・違約料等の実費を控除して払戻します（事業者側が払戻不可の場合は返金不可）。

14. 当事務局の責任

当事務局または手配代行者の故意・過失により損害が生じた場合、旅行業約款に基づき賠償します（損害発生日の翌日から2年以内の通知が必要）。

手荷物損害は、損害発生日の翌日から14日以内の申出に限り、1名あたり上限15万円（当事務局に故意・重大な過失がある場合を除く）とします。

15. 特別補償

当事務局の特別補償規程に基づき、募集型企画旅行参加中の偶然・急激・外来の事故による一定の損害について補償金・見舞金を支払います。具体金額は約款に合わせて適用します（例：死亡1,500万円、後遺障害上限1,500万円、入院・通院見舞金、手荷物補償1個10万円・1名15万円）。補償対象外品は約款の定めによります。

16. お客様の責務

集合時刻・乗船手続・運送機関の規則を遵守し、貴重品は自己管理してください。

契約書面と異なるサービス提供を認識した際は、速やかに現地係員または当事務局へ申し出てください。

体調不良・傷害等で保護が必要な場合、当事務局は必要な措置を講じますが、当事務局の責に帰さない限り、その費用はお客様負担です。

17. 旅程保証（変更補償）

約款所定の重要な変更（天災・官公署命令・運休等の免責事由を除く）が生じた場合は、所定率（1～5%、1契約あたり上限15%、1,000円未満は支払省略）で変更補償金を支払います。同等以上の代替提供による補償振替が可能です。

18. 国内旅行保険

事故・疾病・欠航延泊・手荷物損害等に備え、十分な補償内容の国内旅行保険への加入を推奨します。

19. 個人情報の取扱い

申込み・連絡、運送機関等への手配、保険手続、緊急時対応、アンケート等のために利用します。

提供・委託は手配上必要な範囲（船会社・バス会社・宿泊施設・保険会社・申込システム事業者等）および法令に基づく場合に限りします。

20. 旅行条件・代金の基準日／約款・掲載先

本旅行条件および旅行代金の基準日は募集要項に記載します。

当事務局旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）および特別補償規程は、当事務局窓口およびWebで閲覧可能とします。